令和８年（フ）第２６８号
三重県三重郡菰野町大字菰野1734番地７、前住所三重県四日市市滝川町16番13号
債務者　竹内　欣也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　一子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
盛岡市仙北三丁目22番５号　エフォートＢ101号
債務者　松田　　円
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６８号
山形県鶴岡市美原町25番22号
債務者　佐藤　次子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５３７号
兵庫県姫路市勝原区宮田192番地２　Ｐｕｒｅ　ＲｙｕｊｕⅡ201号室、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田２丁目36番地５
債務者　阿部　杏子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６６１号
千葉県船橋市丸山３丁目32番23号
債務者　中間　友美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮西　宏和
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９７号
千葉市稲毛区稲毛東２丁目９番15号　サンコーポ103号
債務者　杉原　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　舜
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３２号
千葉県船橋市海神町南１丁目1669番地１　ドエル西船607号
債務者　三浦　広貴
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　賢大
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７４号
千葉県市原市今津朝山509番地１　Ｋｏｕｗａ Ⅱ201号室、住民票上の住所千葉県市原市青葉台７丁目20番地10
債務者　青木むつき
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６１８号
千葉県市川市堀之内３丁目４番１号（メゾン・ド・パティオＡ棟７号）
債務者　太田　拓実
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　朱見
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８７３号
名古屋市中区富士見町５番15号　メイクスアート上前津Ⅵ1105号
債務者　小野　紗彩
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　啓史
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６５号
愛知県あま市甚目寺五位田101番地
債務者　浅野　純一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新山　直行
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋862番地　田村アパート201
債務者　上野　健明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸髙　雅志
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３４号
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内1807番地２、前住所宮崎県都城市安久町2130番地１
債務者　中村　丈二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４５号
宮崎県都城市高城町有水3064番地５
債務者　徳松　悠佑
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　直哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第６１１号
大阪府和泉市伏屋町四丁目11番16号　（メルベーユＭ・Ｂ102）
債務者　内田　博士（旧姓浅田）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　大地
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４５０号
大阪市城東区今福西４丁目１番12号　ルナ今福21　207
債務者　市橋　邦子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友大
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８５号
大阪市北区池田町16番６－310号
債務者　ＲＨＥＥ　ＳＥＯＮ　ＣＨＡ　李　善子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　幸
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４３６号
大阪府茨木市中河原町16番10号の３
債務者　谷兼　貴二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　光平
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１９号
大阪府八尾市上之島町南４丁目２番地　301号
債務者　土橋さおり
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部